
吉城園周辺地区の整備について

平成28年10月
奈良 県

目次

<目次>

I. 吉城園周辺地区の概要	1
1. 計画地の概要	1
2. 関係法規制	2
II. 吉城園周辺地区の価値の整理	3
1. 名勝奈良公園保存管理・活用計画（吉城園周辺ゾーン）	3
2. 吉城園周辺の成り立ち	5

本委員会で検討する内容

3. 古地図からみる地割りの変遷	9
4. 航空写真からみる樹林地の変遷	10
5. 吉城川を中心に建ち並ぶ旧邸宅等	11

本委員会で検討する内容

6. 吉城園周辺地区で保存すべき価値	20
--------------------	----

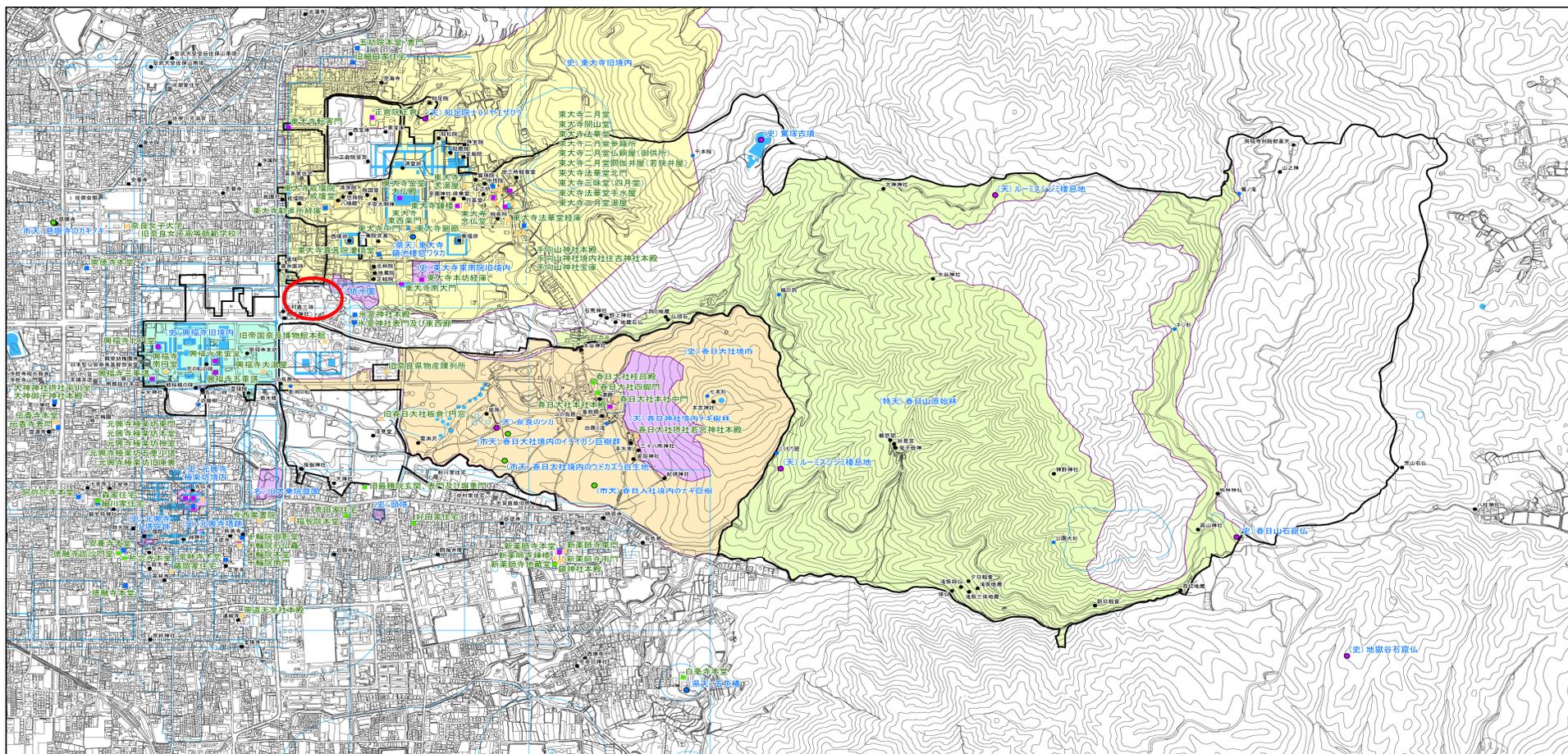
III. 吉城園周辺地区の整備計画について	21
-----------------------	----

本委員会で検討する内容

1. 事業の基本方針	21
2. 整備計画の検討	22
3. 地割りの価値の継承	23
4. 樹林地の価値の継承	25
5. 建築物の価値の継承	30
6. 計画地における価値の継承のまとめ	32
7. 埋蔵文化財発掘調査の考え方	33

I. 吉城園周辺地区の概要

1. 計画地の概要



名勝奈良公園※1

埋蔵文化財包蔵地※2

- 遺跡の範囲。古墳については、その可能性のあるものの、断定できないもの
- 古墳および加蓋配置、発掘調査等及び文献史料等に基づき想定される範囲
- 平城京条坊。発掘調査等で確認された遺構に、文献史料などを加味して想定した復元
- 条里制地割の復元線
- 寺域。条坊や条里の地割と遺構の一致などからの想定
- 発掘調査等及び文献史料等で確認はされていないが存在が想定される条里制地割または寺域

史跡・名勝・天然記念物

- 国指定史跡 春日大社境内
- 国指定史跡 東大寺旧境内
- 国指定史跡 興福寺旧境内
- 国指定特別天然記念物 春日山原始林
- その他国指定史跡・名勝・天然記念物
- 県指定史跡・名勝・天然記念物
- 市指定史跡・名勝・天然記念物

有形文化財（建造物）

- 国指定（国宝）
- 国指定（重文）
- 県指定
- 市指定

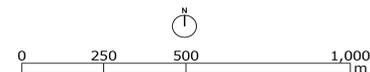
登録有形文化財（建造物）

- その他歴史的・文化的資源（文化財を除く）
- その他自然的資源（文化財を除く）

○ 計画地

出典：奈良県資料および奈良市資料
『奈良公園史』附図「奈良公園図」

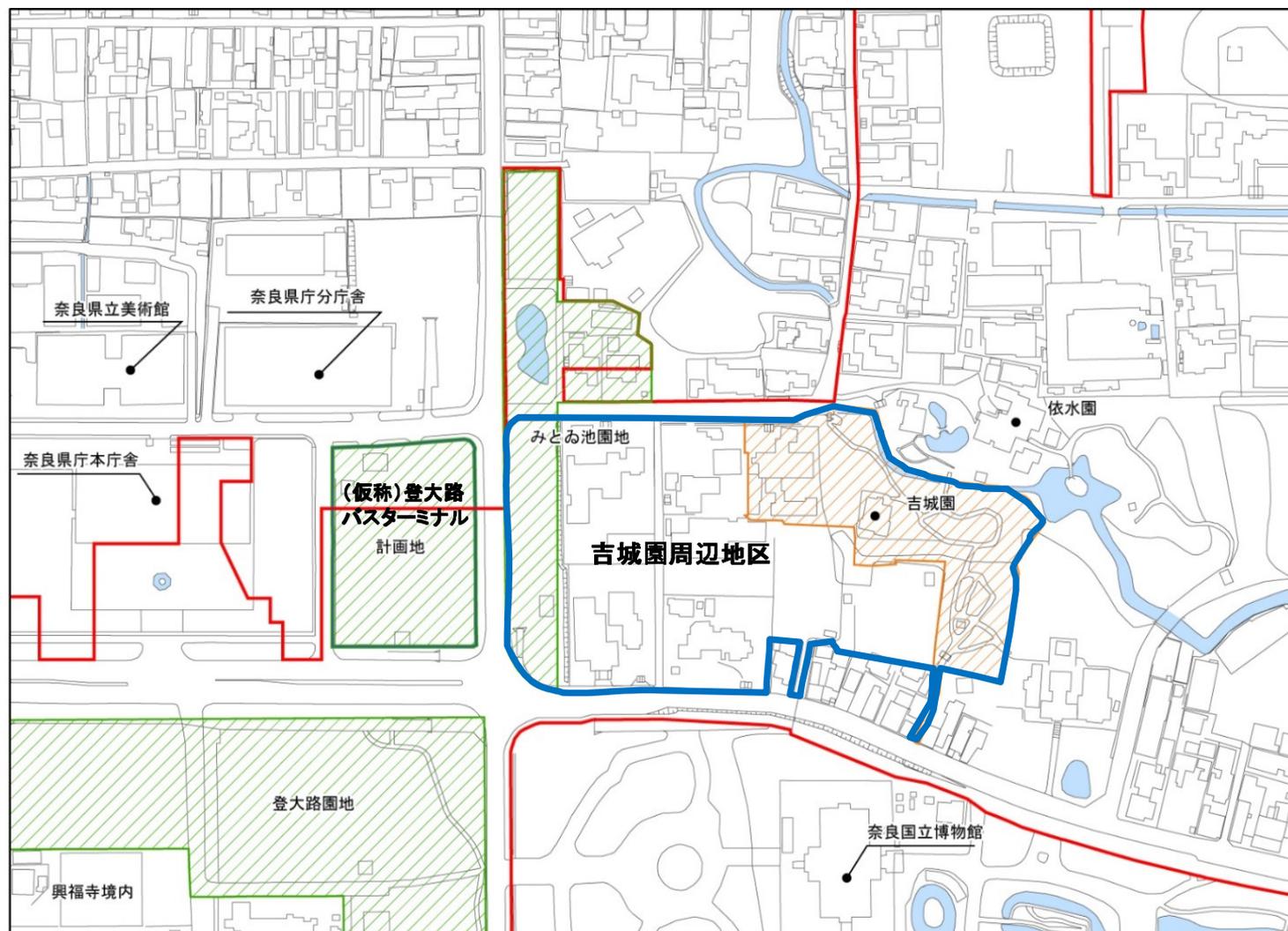
※1 出典：奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』を基に作図
※2 出典：奈良県教育委員会『奈良県遺跡跡地図』



- ・当該地は、名勝奈良公園及び都市公園奈良公園の西端に位置している。
- ・計画地の周辺には、北側にはみとみ池園地や現在整備中の飲食店、西側には県庁舎や県立美術館、（仮称）登大路バスターミナル等の近代建築物群、南側には国立博物館、さらに北側には古くからの伝統的な町並みが残る“きたまち”が広がっている。
- ・近鉄奈良駅から大宮通りを東に移動し、奈良公園の玄関口である興福寺、県庁舎、計画地を経て、東大寺に至る奈良公園の主要ルートに面しており、多くの歩行者が利用している。
- ・当該地は、（仮称）登大路バスターミナルの整備完了後は、奈良公園を訪問される多くの方が最初に訪れる雰囲気のある名勝地である。

I. 吉城園周辺地区の概要

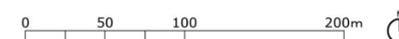
1. 関係法規制



・所在地: 奈良市登大路町

・敷地面積: 約32,000m²

- 計画地
- 名勝奈良公園指定範囲
- ▨ 都市公園奈良公園区域
- ▨ 都市緑地依水園緑地



【留意すべき法規制】

- ◇文化財保護法による国指定の名勝地
- ◇古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都法)
- ◇奈良市風致地区条例上の第1種風致地区
- ◇都市計画法上の市街化調整区域

II. 吉城園周辺地区の価値の整理

1. 名勝奈良公園保存管理・活用計画（吉城園周辺ゾーン）

1. 吉城園周辺ゾーン

・本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



2. 区域の保存管理・活用の基本方針

・ 名勝指定当初の区域であるみどり池園地の景観の適切な保全を図るとともに、吉城園及び周辺地区について、隣接する公園地との空間的まとまりや景観の連続性に配慮した適切な保全・活用を図る。



吉城園



みどり池園地と国道369号



旧邸宅と屋敷林(登大路町)

3. 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

○自然的要素に関わる考え方

- ・ みとみ池の水環境(水質及び水量)及び植生の適切な保全を図る。
- ・ 吉城川及び沿川の樹林地は、隣接する吉城園、名勝依水園、氷室神社境内と一体となる景観形成の重要な要素として、その水環境(水質及び水量)及び植生の適切な保全を図る。

○歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・ みとみ池園地は、南都八景(雲井阪の雨、轟橋行人)の地として、その歴史を伝える重要な要素である池、碑、工作物等の保存を図る。
- ・ 史跡東大寺旧境内に一部重複することから、遺跡・遺構等の現状保存を図るとともに、園地活用との調整に配慮する。

○公園的要素に関わる考え方

- ・ 吉城園は、大正期の庭園としての歴史を今に伝えるとともに、広く県民に親しまれる都市緑地として、その適切な保全・活用を図る。
- ・ 国道369号に接するみとみ池園地は、名勝指定区域の境界部の緑地帯として、公園の風致に配慮した保全・整備・活用を図る。

○その他要素に関わる考え方

- ・ 公園の風致を維持向上する要素(旧邸宅、屋敷林等)の適切な保全・整備・活用を図る。

II. 吉城園周辺地区の価値の整理

1. 名勝奈良公園保存管理・活用計画（吉城園周辺ゾーン）

●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素 ○公園的要素 ◇その他要素

区分	本質的価値を構成する要素	
地形・地割	地形	—
	地割等	○園地（吉城園、みとみ池園地）
水系	流れ	●◎吉城川
	池	●○みとみ池
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木（松、桜、楓） ○街路樹（松）
	植生	●吉城川沿川の樹林
建築物・ 工作物	建築物	—
	工作物	—
遺跡・遺構	礎石等	◎雲井阪碑 ◎轟橋遺構
	埋蔵遺構	◎東大寺旧境内地遺構（史跡東大寺旧境内）
動物（奈良のシカを除く）		—
行催事の場の形成		—
その他本質的価値を構成する 要素と密接に関わる要素		◇旧邸宅および屋敷林（知事公舎、旧世尊院（国際奈良学セミナーハウス））（登大路町） ◎祠（拍子神社）、碑（西大門跡、一里塚、中村直三碑等）

II. 吉城園周辺地区の価値の整理

2. 吉城園周辺の成り立ち

① 興福寺境内として発達

■中世

- 中世奈良は、11世紀から12世紀にかけて、興福寺、東大寺、元興寺、そして春日大社周辺に門前郷が発達して形成された。
- 門前郷は、辻子（街区内細街路）を核に集落を形成しながら、それぞれが属する社寺境内の保全を目的に、周囲の原野や空閑地の囲いこみを競った。
- 計画地では、興福寺郷の一つである東御門郷が形成されていた。

■近世

- 近世においても、計画地には、名勝指定理由にも挙げられる「興福寺境内」として、関係諸院・諸坊等が建てられていた。
- このように、中世から近世にかけて、計画地は、隣接する氷室神社を中心とした東大寺関係諸院・諸坊等や町屋との関わりを深めながら、「興福寺境内」として、門前郷とともに発達してきた歴史を有している。

中世から近世にかけて、興福寺境内として関係諸院・諸坊等が建てられてきた地域形成の過程(歴史的背景)への配慮が必要



出典：奈良市提供資料

II. 吉城園周辺地区の価値の整理

2. 吉城園周辺の成り立ち

② 南都八景に選ばれた景勝地

- 南都八景は、寛政6年（1465）に初見され、我が国でも最も初期に選定された八景である。
- 南都八景には、東大寺や興福寺にゆかりのある風光明媚な秀景の地所が選ばれ、四季折々の美しい情景を捉えたものとして人々に慕われ、以降の旅の道中案内記や名所図会等にも度々とりあげられた。
- 該当地区に含まれるみとみ池園地には、轟橋行人と雲井坂の雨の2景が位置している。

南都八景	
1. 春日野の鹿	5. 轟橋行人
2. 三笠山の雪	6. 雲井坂の雨
3. 猿沢池の月	7. 東大寺の鐘
4. 佐保川の蜩	8. 南円堂の藤



南都八景図（部分）（古礪明誉筆）

出典：奈良県立美術館編『日本美術と鹿』，1998

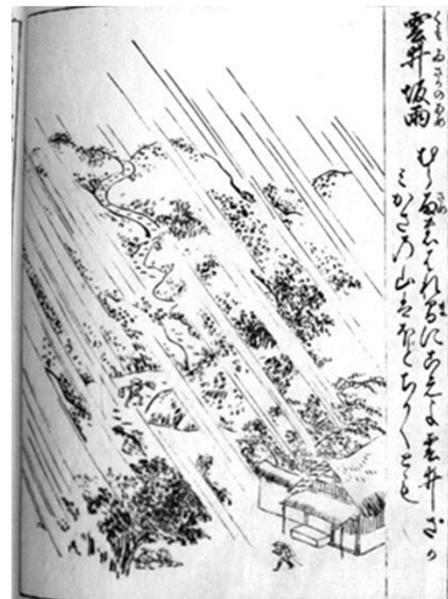
室町時代より、景勝地として人々に慕われてきた歴史的背景への配慮が必要

第5景 轟橋行人



出典：『絵本通宝志』（享保15年(1730)刊）金沢美術工芸大学所蔵

第6景 雲井坂の雨



出典：『絵本通宝志』（享保15年(1730)刊）金沢美術工芸大学所蔵